

お知らせ



「DVを許さない安心して暮らせるまちふじ」を目指して

第三次富士市DV対策基本計画

平成29年に策定した第二次計画が終了し、今後もDV対策を計画的かつ継続的に進めるため、新たな計画を策定しました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

「配偶者や内縁の夫・妻、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことを言います。殴る・蹴るなどの身体的暴力、大声で怒鳴る・無視するなどの精神的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、生活費を渡さない・働かせないなどの経済的暴力、友人に会わせないなどの社会的暴力があげられます。

計画の概要

期間／令和4～8年度の5年間

基本理念／「DVを許さない安心して暮らせるまちふじ」

基本目標／

- ①【広報・啓発】DVをしない、させない、見逃さないまちづくりの推進
- ②【相談体制】いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり
- ③【安全・保護】DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全を守る保護

環境の整備

- ④【支援体制】被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施
- ⑤【連携強化】DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化

相談窓口をご利用ください

女性相談員がDV被害に悩んでいる人の話を聞き、共に考え、問題解決に向けて支援します。悩んでいる人がいたら、相談窓口を紹介ください。相談は無料です。

相談日／月・金曜日（祝休日・年末年始は除く）

相談方法／電話、面接（要予約）
相談窓口・問合せ／

- 富士市配偶者暴力相談支援センター（DV相談専用電話）
☎（51）1128

時間／8時30分～17時15分

- 女性のための相談室（女性が抱える様々な悩みに）
☎（64）8997

時間／9～17時

相談場所／男女共同参画センター内（フィランセ西館3階）

問合せ

生活支援課（市役所4階）

☎（55）2698 ☎（55）2687

E fu-seikatushien@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲計画について詳しくはこちら

お知らせ



65歳以上の皆さんへ

運転免許の自主返納を支援

市では、平成30年度以降に65歳以上で運転免許を自主返納または、失効した人を対象に「免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券」を交付しています。

免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券とは？

運転免許を自主返納または、失効した年度から起算し、5年間交付を受けることができる5000円分（1年当たり）の回数券です。

利用可能な公共交通機関

- ・市内コミュニティ交通（しおかぜなど）
- ・路線バス（富士急静岡バス・山梨交通）
- ・岳南電車
- ・タクシー（県タクシー協会に加盟している市内のタクシー会社）

申請が必要です

対象／市内在住で、平成30年4月1日以降に①運転免許を自主返納した人または、②運転免許が失効した人
※免許返納日、失効日において満65歳以上の人が対象です。

持ち物／

- ①に該当する人：「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」
- ②に該当する人：有効期限が切れた運転免許証や運転免許経歴証明書（自

動車安全運転センター発行・有料）など失効日を証明するもの

※別世帯の代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

申請場所／市民安全課（即日交付）または最寄りの各地区まちづくりセンター（後日郵送）

申請方法を一部変更しました

令和3年度以前に申請をしている人は今後の申請は必要ありません。
※過去に申請をしていない人は、初回の申請が必要です。

回数券の自動送付が可能に

2回目以降の交付については、申請不要です。初回の申請に基づき、毎年度1冊ずつ回数券を郵送します。

！注意ください

- ・運転免許の自主返納日または失効日が確認できない場合、交付できません。
- ・毎年度1冊ずつの交付です。

問合せ

市民安全課（市役所3階）

☎（55）2831 ☎（51）0367

E si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp